

北海道行政書士会 ご担当者 様

日頃より大変お世話になっております。

札幌市成年後見制度利用支援事業における助成拡大について先日ご周知させていただいたところですが、このたび一部書類に誤りがあることが判明いたしましたので、修正後資料を送付させていただきます。

大変申し訳ございませんが、今回送付いたしました資料へ差し替えいただき、会員の皆様へご周知いただくようお願い申し上げます。

なお、修正後の資料については札幌市公式ホームページに掲載しております。

主な修正点は下記3点です。

1 札幌市成年後見制度利用支援事業実施要綱

「親族」「親族等」という言葉の使い方について、要綱全体を通して見直しを行いました。

2 札幌市成年後見制度利用支援事業事務取扱要領

申立費用の助成に関し、不服申立てがあった場合を想定し、申請期限の起算を「家庭裁判所の審判日」から「審判の確定日」に修正しました。

3 様式3（審判請求費用助成申請書）

上記2の修正に伴い、審判の確定日を確認できる書類（登記事項証明書等）の添付を追加しました。また、郵便切手代の申請を行う際に、裁判所での使用額を確認できる書類（返還書等）の提出が必要であることから、添付書類に追加しました。

ご迷惑をお掛けし申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい福祉課 就労・相談支援担当係
齊藤 正太